

藤沢市立学校「教職員対応要領」の到達点とこれからの課題

昨年(2016)の7月、早稲田大学で公教育計画学会とDPI(障害者インターナショナル)日本会議の共催による「インクルーシブ教育推進フォーラム」が開かれました。

私はDPIからの依頼で、シンポジウムのパネラーとして障害者差別解消法をふまえた藤沢市の「教職員対応要領」について報告しました。

藤沢市の対応要領は、いま全国のトップランナーとの非常に高い評価を受けています。その到達点と課題について、当日の報告を紹介します。

藤沢の「支援教育」

藤沢の竹村と申します。いまは議員をしていますが、元は中学校の教員でした。藤沢の全体像が見える立場ということで、依頼をいただいたのかと思います。

このような場でお話するのは気が引けるのですが、藤沢での様々な試行錯誤をありのままにお話して、ひとつの参考にしていただければと思います。

さて「障がい」にかかわる話の前に、まず藤沢が取り組んでいる「支援教育」についてお話ししたいと思います。

大阪の桜宮高校の体罰事件を覚えていらっしゃるでしょうか。正直にお話ししますが、実は藤沢でも部活動や生徒指導の場面で同じような体罰がありました。

地元紙の神奈川新聞は1週間にわたって「検証 藤沢の教育」という特集記事を組み、こう書きました。

「藤沢で起きていた問題は桜宮高校と少しも変わらない。ただひとつ違っていたのは、生徒が自殺しなかったことだけだ」と。

これを受けて私たちは深刻な議論を重ねました。その上でたどり着いたのは、こんな総括かもしれません。

なぜ体罰があってはならないのか。それはまず「暴力」である、ということ。そしてもうひとつ、「子どもの気持ちを受け止めずに、一方的に大人の考えを強制するもの」である、ということです。

「みんなの学校」という映画に出てくる大空小学校でも、そうでしたね。教師が一方的に怒るのではなく、まず「なぜ、その子はそんなことをしたのか」と考える。これは本当に大切なことだと思います。ですが、“体罰型”の教育では、そんなことはあり得ません。

「子どもをいじめから守る条例」の意味

こうした論議もふまえて、藤沢で「子どもをいじめから守る条例」を制定したとき、「いじめとその背景にあるものの解決をめざす」という条文を入れました。

この意味はいじめの「被害者」だけではなく、「加害者」の側の子どもも「支援の必要な子」と考えよう、ということです。

「いじめ」については、第一次安倍内閣のときの教育再生会議が、「いじめを行った生徒は出席停止にする」という方針を打ち出したことがあります。

テレビで委員だった居酒屋チェーンの某社長が得意満面で「これでいじめはなくなる!」と豪語していたのを覚えておられるでしょうか。

いじめを「いじめた本人の問題」と考えるならそうなるかもしれません。ですが、いじめた側の子どもにもさまざまな背景がある、と考えれば、まずその子どもの気持ちも十分聞いて、その背後にあるものについて一緒に考えていかなければ、本当の解決にはなりません。ですから、「排除」でいじめは解決しないのです。

私は、これは差別解消法の考え方にもつながる「いじめについての社会モデル」だと思っています。

藤沢市の教育委員会は一昨年から

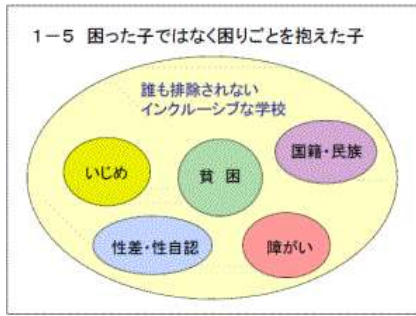
「支援教育」という理念を掲げました。これは「障がいのある・なしにかかわらず、どの子どもも支援を必要としている」という考え方に立って「共に生きる教育をめざす」というものです。

このベースになったのは、もともとは藤沢や湘南地区で進められてきた、障がいのある子ども・ない子ども共



に学ぶ実践の積み上げでした。

この考え方言えば、いじめをしてしまう子ども「子どもの貧困」の問題も、外国につながる子どもたちの課題も、すべて含めて「共に学ぶ」教育をつくることにつながるはずです。



またそのような学校でなくては、ただ障がいのある子を地域の学校に受け入れたとしても、形だけのものになりかねないのではないのでしょうか。

教職員対応要領

このような前提の上に、いま藤沢で検討を進めている「教職員対応要領」についてお話しします。

神奈川県内でも、政令市を除く一般市の教育委員会は「県教委が対応要領を作成するのだから、特に作成の必要はない。」として対応要領は作成していません。

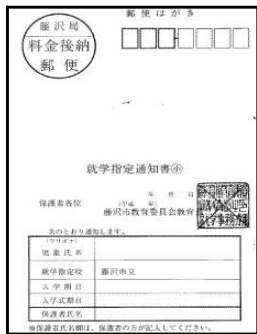
ですが、藤沢では教職員対応要領を作成することにしました。「差別解消法ができたので対応する」、という受け身の姿勢ではなく、これまで藤沢が進めてきた「共に学ぶ教育」や「支援教育」の実践をふまえて主体的に取り組もう、という考えからです。これは特に第2条に項を起こして藤沢としての位置づけを入れました。（※資料注1）

つぎに「留意事項」では、最初に「障害を理由に入学を拒否する」ことは差別である、と例示しています（※資料注2）。これは文部科学省のモデル案にも示されていますが、実態はどうでしょうか。

就学先の決定についてですが、藤沢市ではどのような障がいがあるかと、原則としてまず地域の学区の小学校に就学指定を行います。保護者の方が何もしなければ、そのまま入学が決定です。

その上で、就学通知書の裏面には「もし特別支援学校に入学を希望される場合は、ご連絡ください。」と書かれています。そちらが「例外」なのです。

藤沢市教育委員会は、特別支援学校を否定しているわけではありません（※資料注3）。市立の養護学校もあります。ただ、その選択はあくまで自己決定を尊重する、ということです。学校教育法施行令の改訂をふまえれば、これは当然のことだと思います。



▲藤沢市の就学通知

保護者に付き添いを求めることは差別

それから、これはおそらく全国でもはじめてだと思いますが、「学校行事に保護者の付き添いを求めることは差別的取り扱いである」と議会で表明し、「留意事項」にも明記しました（※資料注4）。

この「保護者の付き添い」は、全国でも大きな課題となっていますね。「付き添わなければ連れて行かない」と言われた、という事例も多いと思います。ぜひ、藤沢のこの留意事項を参考にいただければと思います。

ただ問題は、痰の吸引や摂食介助などを必要とする児童・生徒の場合でした。これは資格がないとできません。そこで、藤沢では医療資格を持った看護員制度を作りました。

職員室はインクルーシブだろうか

ただ、これらはあくまで「目標を定めた」段階であって、学校現場の現実様々です。課題もたくさんあります。

こうした取り組みは学校だけでは成り立ちません。藤沢の場合、保護者のみなさんの取り組みや地域の福祉事業者、そして教職員組合の運動などがお互いを支えあう形で進んできたことも大きかったと思います。

本当は子どもたちだけでなく、職員室ももっと“インクルーシブ”になってほしいと思います。

障がいだけではありません。もっと外国につながる先生がいてもいいはず。LGBTの教職員だっているはずなのに、まだ職員室はカミングアウトできる環境にはなっていません。「合理的配慮」は、教職員にも必要なのです。

一方、経験の少ない若い教職員の間には「インクルーシブ教育と言われても、とてもそこまで手が回らない！」という悲鳴のような声があるのも事実です。

ですが、多忙な教職員の労働条件の改善とインクルーシブ教育を対立概念にしてはならないと思うのです。

教育委員会と組合とは、いま勤務実態調査を行った上で、労働安全衛生委員会を立ち上げて超過勤務の縮減に取り組み始めています。

また藤沢市では、すべての小学校に、「児童支援担当教諭」を1名加配する事業を始めました。ともすれば担任にすべてお任せ、になりがちですが、この支援担当教諭がコーディネーターとなって、全校の教職員が子どもたちを支援していく、という体制を作ろうとしています。

私はそこが、「多忙化」の中でどのようにインクルーシブ教育を進めていくかのカギだと思っています。

（2016年7月2日 早稲田大学にて）

資料 藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
(一部抜粋)

(目的)

第1条 この要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律……に基づき……藤沢市立学校に勤務する教職員（非常勤職員を含む。）が適切に対応するために必要な事項を定めるものとする。

(基本原則)

第2条 教職員は、「藤沢の支援教育」の考え方を基本として、この要領に定める障がいを理由とする差別の解消を推進するとともに、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう対応するものとする。（注1）

(定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 障がい 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）、難病に起因する障がいその他の心身の機能の障がいをいう。
- (2) 障がいのある児童生徒 障がいがある児童生徒であって、障がい及び社会的障壁により継続的に学校生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) 社会的障壁 法第2条第2号に規定する、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (4) 合理的配慮 社会的障壁の除去の実施について行う必要かつ合理的な配慮をいう。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第4条 教職員は……障がいがあることを理由として、不当な差別的取扱いをすることにより、障がいのある児童生徒、障がいのある保護者、障がいのある来校者その他学校に関わる障がいのある者……の権利利益を侵害してはならない。

2 前項の場合において、教職員は、別に定める留意事項に留意するものとする。

(学校における合理的配慮の提供)

第5条 教職員は……教育活動全般に当たり、その実施に伴う負担が過重でないときは障がいのある児童生徒等の権利利益を侵害することとならないよう、学校における社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮……を提供しなければならない。

2 過重な負担の判断については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次に掲げる事項を考慮し、具体的な場面や状況に応じて、総合的・客観的に検討を行い判断するものとする。

藤沢市立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する
対応要領における留意事項（一部抜粋）

I. 不当な差別的取扱いについて

（不当な差別的取扱いに当たり得る具体例）

- 障がいを理由に入学を拒否する。（注2）
- 障がいを理由に授業への参加を拒否する。
- 障がいを理由に行事等への出席を拒否する。
- 試験等において、合理的配慮を受けたことを理由として評価に差をつけること。
- 教育活動において、障がいを理由に、特に必要ではないにもかかわらず、保護者等付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもかかわらず付添者の同行を拒否したりする。（注4）

等

- ② 障がいのある児童生徒の教育活動を保障し、教育の目標を達成するために必要な措置は、不当な差別的取扱いには当たらない。

（不当な差別的取扱いに当たらない具体例）

- 学校における合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がいのある児童生徒又はその保護者から障がいの状況等を把握する。
- 障がいのある児童生徒のため通級による指導を実施する。
- 特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成する。（注3）

等

II. 学校における合理的配慮について

2. 留意点

- ① 学校における合理的配慮は、障がいの特性や学校における社会的障壁の除去が求められる具体的な場面や状況に応じて異なるものであることを踏まえ、要領第5条第2項各号に規定する要素を考慮し対応する。

その際、障がいのある児童生徒及びその保護者その他関係者との対話を通して、相互理解を図り、合意形成に努めた上で、代替措置の選択も含め、必要かつ合理的な範囲で実施する。

- ② 学校における社会的障壁の除去を求める意思表示に当たっては、……本人からの意思表示のみでなく、家族、支援者・介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う場合も同様とする。

なお、……意思の表明がない場合であっても学校における社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、適切と思われる配慮を提案し、自主的に取り組むよう努めることが望ましい。